(ｲ)　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること。

(ｳ)　上記(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事でなくてもよいが、両方の実績を有すること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成12年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成12年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｴ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

(ｴ)　堰、水門又は閘門の本体工事の施工実績を有すること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(6)　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

(a)　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b)　平成12年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記(5)(ｱ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c)　配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(d)　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記(a)から(d)までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

(7)　本工事に経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(8)　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。（入札説明書参照）。

(11)　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記５(2)(b)に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

(12)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3　指名に関する事項（一次審査）

一次審査における評価点の具体的な内容は下記のとおりである

(1)　施工能力等　30点

(a)　企業の施工能力　15点

(b)　配置予定技術者の能力　15点

4　総合評価に関する事項

(1)　入札に関する事項（二次審査）

一次審査において指名された者の中から、技術提案書を提出した者を対象に実施する。

(a)　技術提案

(ｱ)　指定テーマ

「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

・コンクリート構造物の品質確保に資する施工方法の工夫とその効果

(ｲ)　技術向上提案

「構造物の点検・補修の効率化に資する設計上の工夫」に対する技術向上提案について評価する。

(b)　「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。

(ｱ)　施工体制確保の確実性

(ｲ)　品質確保の実効性

(c)　総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記(2)によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内あること。

(ｲ)　上記(a)及び(b)の内容が適正であること。

(ｳ)　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(2)　評価に関する事項

(a)　技術提案について　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「コンクリート構造物の品質確保に資する施工方法の工夫とその効果」についての評価の配点は30とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

(b)　技術向上提案について　技術向上提案は、設計変更を伴うことから履行義務を課さず、着目された技術力を評価することとし、「構造物の点検・補修の効率化に資する設計上の工夫」についての評価の配点は６とし、技術評価点とする。

ただし、概算費用は上限額を設けるものとし、上限額を超えた場合は、評価しない。

また、技術向上提案については、提出がされない場合においても、競争参加資格の有無には影響しない。

(c)　施工体制については、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０点の加算点を与えるものとする。

(3)　上記(1)において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(4)　技術提案の履行に関する事項　指定テーマに対する技術提案については、受注者の責めにより、入札に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

また、技術向上提案については、設計変更を伴うことから履行義務を課さず、着目された技術力を評価する。なお、提案を実施するか否かは、契約締結後に発注者より通知するものとする。

5　入札手続等

(1)　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課契約第一係　矢野　弘樹　電話06―6942―1141㈹

(2)　入札説明書等の交付期間及び交付方法　入札説明書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、平成27年９月25日から平成28年２月17日までの行政機関の休